

第112期

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始時刻 午前9時）

開催場所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドスクエア
オフィスタワー5階
ミッドランドホール

（ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

■ 目次

株主の皆さまへ	1
経営理念	2
第112期定時株主総会招集ご通知	3

（株主総会参考書類）

会社提案	第1号議案 剰余金の処分の件	11
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	12
	第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	19
	第4号議案 取締役賞与支給の件	27
	第5号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件	27

株主提案	第6号議案～第11号議案	31
	（添付書類）	
	事業報告	37
	連結計算書類等	54
	監査報告書	58

- 「インターネットによるライブ配信」により株主総会の模様をご視聴いただくことも可能です。
- お土産をご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには日頃より温かいご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

2024年3月期は、まさに沸騰の始まりとも言える年でありました。地球を覆った高温化現象、終わりの見えないロシアのウクライナ侵攻、パレスチナでの戦争勃発、そして生成AIの台頭によるビジネスや日常生活の変化など、数々の課題が生じました。一方で、市場は好調で、特に日本の株式市場は金利の時代の到来という不安材料がありながらも、個人消費や設備投資の堅調さが支えとなり、世界の投資家の関心が集まるとともに、新NISAをきっかけとした需給構造の変化もあいまって、活況を呈した一年となりました。

このようなビジネス環境の中、当社グループでは中期経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」2年目を、概ね計画どおりに進めることができました。「金融力の強化」では、グループの中核子会社である東海東京証券が展開するセグメント戦略において、注力分野である富裕層営業を更に強化すべく、2024年2月には、国内3拠点目となるオルクドール・サロンを東京・青山に開設いたしました。また、新たなターゲットセグメントであるマスアフルエント層へのポートフォリオ提案などの営業戦略でも十分な手応えを感じ取ることができました。「異次元に向けた重点施策」では、大手事業法人などのPowerful Partnersと、新たな金融モデルを構築すべく、当社がこれまで有力地銀との合併事業を通じて培ったプラットフォーム戦略および他社に先駆け展開してきたデジタル戦略を組み合わせせた独自の業務連携の協議を複数進めております。



私たちは、2023年から将棋界の天才と言われる藤井聡太氏にイメージキャラクターを務めていただくこととなりました。将棋界のタイトル全冠制覇を達成してなお高みに挑み続ける姿勢に共感し、私たちも変化する時代に常に挑戦し、日本での新しい金融モデルの先駆者となるべく努力を続け、株主の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーの皆さまに「誇り」と「憧れ」を感じていただける企業グループを目指してまいります。

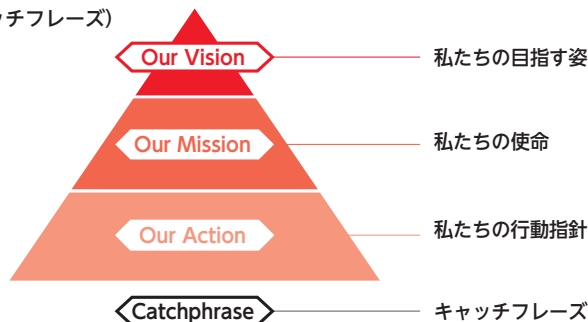
今後とも変わらぬご愛顧とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年6月

代表取締役会長 石田 建昭

経営理念 Management Philosophy

経営理念 (目指す姿・使命・行動指針・キャッチフレーズ) の全体像



Our Vision

私たちの目指す姿

金融機能の担い手として、お客様の資産形成や資本の充実に貢献し、日本経済の成長に寄与します。東海東京フィナンシャル・グループは、地域・人を大切にする信念をもって事業に取り組んでいます。私たちが目指すのは、全てのお客様の資産・資本の充実を、日本経済の成長に繋げることです。当社グループ役員が丸となって事業活動を行うことで、ステークホルダーの皆様の信頼をいただきながらこれまでにない総合金融グループを創り上げ、新たな時代のリーダーとなることを目指します。

Our Mission

私たちの使命

私たちが、目指す姿には、ステークホルダーの皆様の信頼を得ることが欠かせません。当社グループは、次の使命を持っています。

Customer：お客様の資産を活かし、豊かなライフマネジメントの実現と、企業価値向上を支援するために、全力で努力する企業グループであり続けます

Global：時代の流れを的確にとらえ、グローバルな視点を持ち、常にイノベティブな企業グループであり続けます

Region：地域を大事に思い、地域の繁栄・未来に貢献する企業グループであり続けます

Employee：社員の成長を重んじ、個性を生かし、専門性に優れた、きらきら輝く社員の自己実現をサポートする企業グループであり続けます

Trust：時代のいかなる激流にも耐え、ステークホルダーの信頼を勝ち得る強くたくましい企業グループであり続けます

Our Action

私たちの行動指針

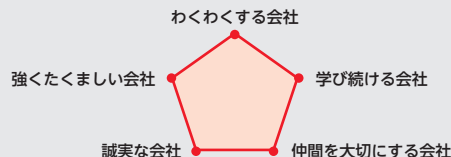
私たちは「使命」を実行するため、次のように行動します。

- 私たちは、学び続けます
- 私たちは、チャレンジします
- 私たちは、コミュニケーションを大切にします
- 私たちは、「強く、たくましく」を目標にします
- 私たちは、「規律の文化」を尊重します

Catchphrase

キャッチフレーズ

当社グループのキャッチフレーズは、次のとおりです。



証券コード 8616
2024年6月4日
(電子提供措置の開始日2024年5月28日)

株主各位

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
代表取締役会長 石田 建昭

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第112期定時株主総会招集ご通知」及び「第112期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード（8616）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



名古屋証券取引所ウェブサイト

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード（8616）を入力・検索し、「適時開示情報」を選択のうえ、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。



なお、当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項又は後記に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、「議決権行使方法についてのご案内」（8頁～10頁）をご参照のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時10分（当社営業時間終了時）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時

2. 場所 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドスクエア オフィスタワー5階
ミッドランドホール

（ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第112期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第112期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役賞与支給の件
第5号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

<株主提案>

- 第6号議案 定款一部変更 執行役員の身分で取締役会メンバーと誤解される肩書を排除せよ。
第7号議案 定款一部変更（追加） 取締役の任期途中での退任は、定時株主総会で株主に対し、明確に説明をする。
第8号議案 定款一部変更（新設） 総会後に豪華ホテルにて行う「広報等で使用するための役員の写真撮影会」を禁止する。役員の写真撮影会は「社内オルグドールか写真屋」で行うこと。
第9号議案 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)のROE指標を8%に設定する。
第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）取締役副社長 林 雅則氏を解任する。
第11号議案 監査等委員である取締役1名（宮沢和正氏）の解任

4. 招集にあたっての決定事項

- ①電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - (1) 事業報告の新株予約権に関する事項
 - (2) 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
 - (3) 事業報告の株式会社の支配に関する基本方針
 - (4) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (5) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ②インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ③インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ④ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。

以 上

-
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト（3頁ご参照）に修正内容を掲載させていただきます。
 - 今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、以下のウェブサイトをご確認ください。
<https://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>



インターネットにおけるライブ配信についてのご案内

本総会の様子を、以下のとおり株主さま限定でライブ配信いたします。
 本総会のライブ配信においては、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。したがって、本総会のライブ配信の視聴をもって、会社法上の株主総会への出席とは認められませんのでご了承ください。議決権につきましては、事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

配信日時

2024年6月26日(水曜日)午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日は午前9時30分から視聴可能です。

- パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込んでいただき、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

視聴用ウェブサイトURL

<https://j-entry.gostream.jp/entry/seminars/view/Vv2bZ3JJtk>



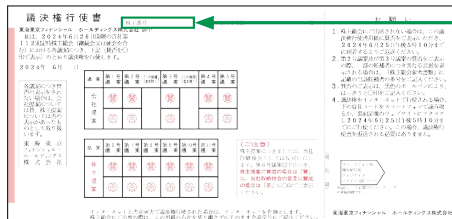
ご視聴の方法

- 視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のIDおよびパスワードのご入力をお願いいたします（ハイフンの入力は不要です）。

ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（9桁の半角数字）

※投函する前に、必ず株主番号をメモするなどお控えください。

パスワード：2024年3月末（基準日）時点におけるご登録住所の「郵便番号」



**株主番号(ID)
となります**

郵便番号(パスワード)
 (例) 〒123-4567
 →1234567

※議決権行使書用紙はイメージです。

ご注意

- (1) 本ライブ配信は、会社法上の議決権行使・動議・質問が可能なハイブリッド出席型バーチャル総会ではなく、ハイブリッド参加型のバーチャル総会のため、議決権行使・動議・質問等はできません。議決権行使につきましては、インターネット又は同封の議決権行使書の郵送等による議決権行使を期限内に実施ください。
- (2) 本ライブ配信をご覧いただけるのは、株主さまご本人に限定させていただきます。
- (3) 本ライブ配信の写真撮影・録音・録画行為及びSNS等での公開は固くお断りいたします。
- (4) 本ライブ配信へのアクセスに際して発生する費用（プロバイダ接続料金、電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (5) 回線状況、配信設備、ご利用の機器、インターネットの接続環境等により、映像や音声に不具合が生じる、又はご視聴いただけない場合があります。なお、映像や音声に不具合が生じた場合も、復旧を待たずに議事を進行します。
- (6) 総会当日に「招集ご通知」をご覧になっていただく場合がございます。画面右上の「メニュー」ボタンの「資料ダウンロード」よりダウンロードすることでお手許にご用意いただけます。
- (7) ご不明な点がございましたら下記メールアドレスへお問い合わせ下さい。
tokaitokyo-fh.soukai@attainj.co.jp

株主優待制度のご案内

株主の皆さまへの感謝とより多くの方々に当社株式を中長期的に保有していただくことを目的に、株主優待を以下の通り実施いたします。

2024年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された1単元（100株）以上保有する株主さまが対象です。

2024年3月期株主優待制度の内容

① カタログギフト

1,000株以上保有の株主さまには、地域の名産品等を掲載したカタログから、保有株式数に応じてお好みの商品をお選びいただくカタログギフトを進呈します。

保有株式数	優待商品
1,000株以上3,000株未満	2,000円相当の名産品等を一点
3,000株以上5,000株未満	2,000円相当の名産品等を二点
5,000株以上10,000株未満	5,000円相当の名産品等を一点
10,000株以上	5,000円相当の名産品等を二点



② クオカード

100株以上1,000株未満保有の株主さまには、一律、500円相当のクオカードを進呈します。



2018年3月末時点の株主さまより、100株以上1,000株未満保有の株主さまへの500円相当の優待商品の進呈につきましては**3年以上の継続保有を条件**といたしております。

※「3年以上継続して保有」とは、権利が確定する3月末日現在の株主名簿を含む過去の3月末日及び9月末日現在の株主名簿へ同一株主番号で7回以上連続して記載されることとします。

③ WEBでのお申込みの方法

パソコン・スマートフォンからもお申込みいただけます。<https://ttfh2024.yutai1-service.jp>



上記カタログギフトが対象の株主さまへは、**6月下旬ごろに「ご優待品カタログ」をご送付いたします。**商品をお選びの際には、右記QRコードからのお申込みが大変便利になっておりますので、「ご優待品カタログ」が到着後、ご利用いただけますと幸いです。カタログギフトに同封されております返信用はがきでのお申し込みも可能です。

議決権行使方法についてのご案内 議案の内容は株主総会参考書類（11頁～36頁）をご参照ください。

▶ 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**会場受付にご提出ください。**
 当社ではクールビズを実施しております。そのため当社社員も軽装で対応させていただきますので、ご了承ください。会場地図は末尾をご覧ください。
 今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、以下のウェブサイトをご確認ください。
<https://www.tokaitokyo-fh.jp/investors/stock/meeting/>



株主総会開催日時

2024年6月26日（水）午前10時

詳細は10頁をご覧ください

▶ インターネット



スマートフォン等により**議決権行使書用紙のQRコード**を読み取るか、**議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

会社提案の全ての議案について賛成、株主提案の全ての議案について反対とされる場合は、“すべての会社提案議案について「賛成」する”をご選択ください。

行使期限

2024年6月25日（火）午後5時10分 受付分まで

詳細は9頁をご覧ください

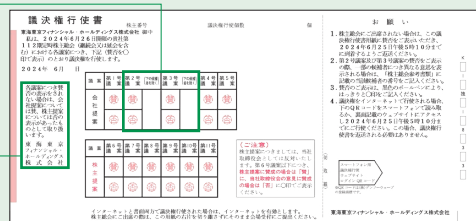
▶ 書面の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

第2号議案、第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。



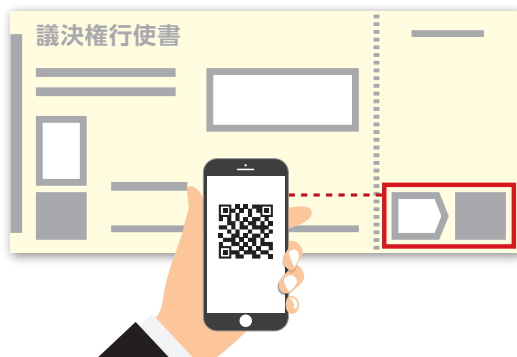
行使期限

2024年6月25日（火）午後5時10分 到着分まで

詳細は10頁をご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォンによる議決権行使

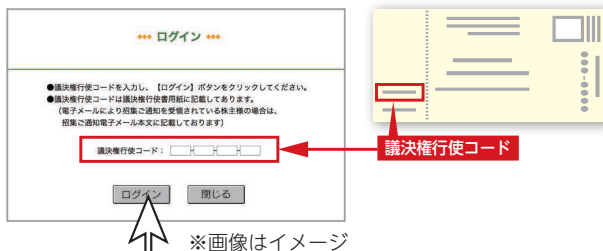


同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
※一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

会社提案の全ての議案について賛成、株主提案の全ての議案について反対とされる場合は、“すべての会社提案議案について「賛成」する”をご選択ください。

パソコンによる議決権行使



下記ウェブサイトアクセスしたのち、お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

■ご留意いただく事項

インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

なお、インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も同様に、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

書面による議決権行使のご案内

議決権行使書の記載例

同封の議決権行使書に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送（ご持参）ください。議案の内容は株主総会参考書類（11頁～36頁）をご参照ください。

The image shows a sample of a proxy voting form. It includes a header with the title '議決権行使書' and a table for recording votes. The table has columns for '議案番号' (Proposal No.), '議案名' (Proposal Name), '賛成' (Agree), '反対' (Disagree), and '無効' (Invalid). There are also sections for '株主情報' (Shareholder Information) and 'その他' (Others). Handwritten responses are visible in the table, showing '賛成' for proposals 1, 2, and 3, and '反対' for proposals 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, and 11.

- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第2号議案、第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号を記入ください。

ご賛同いただける場合

当社取締役会はこちらの立場です。

議案	議案名	賛成	反対	無効
議案1号	議案2号	議案3号	議案4号	議案5号
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

反対される場合

議案	議案名	賛成	反対	無効
議案6号	議案7号	議案8号	議案9号	議案10号
○	○	○	○	○
○	○	○	○	○

第6号議案から第11号議案は、株主さま（1名）からのご提案です。当社取締役会は、この議案に反対しております。詳細は、31頁～36頁をご参照ください。

■お問い合わせ先について

- インターネットによる議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間9:00～21:00)
- 上記 (1) 以外のご登録の住所・株式数のご照会等は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間9:00～17:00 土日休日を除く)

※機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への配当還元を安定的かつ継続的に実施するとともに、中期経営計画に掲げる「金融力の強化」、「異次元に向けた重点施策」の推進及び「M&A等」に積極的に取り組むことにより、更なる企業価値の向上を目指すことを基本方針としております。

なお、当社は、2024年3月期以降、現在の中期経営計画期間（2027年3月期まで）における株主配当につきまして、以下のとおりといたします。

- ① 連結配当性向を50%以上とする
 - ② 1株当たりの年間配当金を24円以上とする
- 上記①、②のいずれか高いものを配当基準とする。

以上の方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、中間配当金としてお支払いいたしました1株12円を含め、合計1株28円となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき普通配当金 16円
総額 4,006,458,624円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定しております。また、監査等委員会は、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会への出席状況
1	再任 いし だ たて あき 石 田 建 昭	代表取締役会長	13回中13回出席
2	新任 さ とう まさ たか 佐 藤 昌 孝	社長	—
3	新任 きた がわ なお こ 北 川 尚 子	—	—
4	再任 なか やま つね ひろ 中 山 恒 博	社外取締役 独立役員 取締役	13回中13回出席
5	再任 みや ざわ かず まさ 宮 沢 和 正	社外取締役 独立役員 取締役	10回中10回出席

候補者番号

1

いし だ たて あき
石 田 建 昭

1946年1月2日生



再任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 559,800株

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

13回中13回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への
出席状況

8回中8回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1968年4月 (株)東海銀行入行
- 1992年4月 欧州東海銀行頭取
- 1994年6月 (株)東海銀行取締役
- 1996年6月 同行常務取締役
- 1998年6月 東海投信投資顧問(株)取締役社長
- 2001年4月 欧州東海銀行会長
- 2002年4月 U F J インターナショナル会長
- 2003年4月 同社社長
- 2004年5月 当社顧問
- 2004年6月 当社代表取締役副社長
- 2005年3月 当社代表取締役社長
- 2006年6月 当社代表取締役社長最高経営責任者 (CEO)
- 2009年4月 東海東京証券(株)代表取締役会長最高経営責任者 (CEO)
- 2014年6月 (株)名古屋証券取引所取締役 (現任)
- 2016年8月 (一財)東海東京財団代表理事 (現任)
- 2019年4月 東海東京証券(株)取締役 (現任)
- 2021年6月 当社代表取締役会長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

- 東海東京証券(株) 取締役
- (株)名古屋証券取引所 取締役
- 一般財団法人東海東京財団 代表理事

■ 取締役候補者とした理由

石田建昭氏は、2005年3月に当社代表取締役社長に就任して以来、企業価値向上を目指し強いリーダーシップを発揮し、取締役としての職務を果たしております。同氏の経営者としての豊富な経験・実績・識見を経営に活かすことは、当社グループの経営戦略の推進及び持続的な企業価値の向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

さ とう まさ たか
佐 藤 昌 孝

1961年1月30日生



新任

■ 所有する当社株式の種類 及び数

普通株式 131,200株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1983年 4月 (株)東海銀行入行
- 2004年 4月 (株)UFJ銀行アセットファイナンス室長
- 2008年 4月 (株)三菱東京UFJ銀行小牧支社長
- 2010年11月 東海東京証券(株)入社投資銀行本部長付部長
- 2011年10月 同社コーポレート・ソリューション部門副担当
- 2012年 4月 同社企業金融本部副本部長
- 2013年 4月 当社総合企画部長 兼 財務企画部長
- 2013年10月 当社執行役員総合企画グループ副担任 兼 総合企画部長 兼 財務企画部長
- 2014年 4月 当社執行役員総合企画グループ副担任
- 2015年 4月 当社常務執行役員総合企画グループ担任
- 2016年 4月 東海東京証券(株)常務執行役員企業金融本部長
- 2017年 4月 同社専務執行役員リテール営業本部長
- 2018年 4月 同社専務執行役員リテールカンパニー一長
- 2019年 4月 当社専務執行役員戦略企画グループ担任
- 2020年 5月 当社副社長総合企画グループ、戦略企画グループ、デジタル戦略グループ管掌
- 2020年 6月 当社取締役副社長総合企画グループ、戦略企画グループ、デジタル戦略グループ管掌
- 2021年 6月 東海東京証券(株)代表取締役社長
- 2023年 4月 同社代表取締役会長
- 2023年10月 同社代表取締役会長 兼 当社会長補佐
- 2024年 4月 同社取締役（現任）
当社社長
- 2024年 5月 当社社長 兼 戦略推進グループ担任（現任）

■ 重要な兼職の状況

東海東京証券(株) 取締役

■ 取締役候補者とした理由

佐藤昌孝氏は、当社中核子会社である東海東京証券(株)において2021年6月より代表取締役社長、2023年4月より代表取締役会長に就任しており、当社グループの企業価値向上を目指し、経営者としての経験・識見を培ってまいりました。その経験から、2024年4月より新たに当社社長に就任、経営計画「Beyond Our Limits」を推進しております。経営計画の推進の責任者として、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

きた がわ なお こ
北 川 尚 子

1968年3月9日生



新任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 91,400株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1990年4月 丸万証券(株)入社
- 2005年9月 当社小牧支店長
- 2008年4月 当社豊田支店長
- 2011年5月 東海東京証券(株)名古屋支店営業二部長
- 2013年4月 同社執行役員ウェルスマネジメント本部副本部長
- 2014年4月 同社執行役員ウェルスマネジメント本部長
- 2015年4月 同社常務執行役員ウェルスマネジメント本部長
- 2017年4月 当社専務執行役員特命担当
- 2017年5月 高木証券(株)副社長執行役員企画担当
- 2017年6月 同社代表取締役副社長企画管理本部長
- 2019年9月 当社専務執行役員総合企画グループ担任
- 2021年4月 東海東京証券(株)専務執行役員グローバル・マーケットカンパニー副カンパニー長
- 2022年4月 同社副社長グローバル・マーケットカンパニー長
- 2023年4月 同社代表取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

東海東京証券(株) 代表取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

北川尚子氏は、2023年4月より当社中核子会社である東海東京証券(株)の代表取締役社長に就任しており、当社及び当社グループにおいて、リテール部門、ウェルスマネジメント部門、経営企画部門、マーケット部門等の幅広い業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社及び当社グループの今後の成長に向けた事業戦略等を積極的に推進し、職務を適切に遂行していることから、当社グループの企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

なか やま つね ひろ
 中山 恒 博

1948年1月20日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

6年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

13回中13回出席

■ 当事業年度における 指名・報酬委員会への出席状況

8回中8回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1971年4月 (株)日本興業銀行入行
 1999年6月 同行執行役員営業第一部長
 2000年9月 (株)みずほホールディングス常務執行役員
 2002年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員
 2004年4月 同行取締役副頭取
 2007年4月 メリルリンチ日本証券(株)顧問
 2007年5月 同社代表取締役会長
 2008年11月 同社代表取締役会長 兼 社長
 2009年3月 同社代表取締役会長 兼 社長
 (兼) バンク・オブ・アメリカグループ在日代表
 2010年7月 メリルリンチ日本証券(株)代表取締役会長
 2017年6月 同社取締役
 2017年7月 同社特別顧問
 2018年6月 当社取締役
 2019年6月 三井不動産(株)取締役(現任)
 2020年6月 当社取締役(監査等委員)
 2021年6月 当社取締役(現任)
 2024年5月 昭和西川(株)取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

三井不動産(株) 取締役
 昭和西川(株) 取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中山恒博氏は、金融機関の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融業界における専門的な知見を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者としたしました。

■ 独立性

中山恒博氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

5

みや ざわ かず まさ
宮 沢 和 正

1956年2月20日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数
(本総会終結時)

1年

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

10回中10回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への出席状況

6回中6回出席

※2023年6月28日就任以降に開催された取締役会等への出席回数です。

■ 略歴、当社における地位及び担当

1980年4月 ソニー(株)入社
1997年4月 ソニー・アメリカIT事業部企画部部長
1999年4月 ソニー(株)ICカード事業部総合企画部部長
2001年1月 ビットワレット(株)執行役員常務最高戦略責任者
2006年10月 東京工業大学経営システム工学講師(現任)
2010年1月 楽天Edy(株)執行役員企画部長
2017年1月 ソラミツ(株)COO最高執行責任者
2020年4月 同社代表取締役社長(現任)
2020年4月 Digital Platformer(株)取締役
2021年10月 ReNet Soramitsu Financial Technology Co., Ltd.取締役(現任)
2023年6月 当社取締役(現任)

■ 重要な兼職の状況

ソラミツ(株)代表取締役社長
ReNet Soramitsu Financial Technology Co., Ltd.取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮沢和正氏は、デジタル関連の企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏のデジタル関連企業における豊富な経験と高い専門性を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等において十分な役割を果たしていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

宮沢和正氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、中山恒博、宮沢和正の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（以下、「責任限定契約」という。）を締結しております。これら両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- （保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）
- なお、各候補者の任期中である2024年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、指名・報酬委員会の答申及び監査等委員会の同意を得て、取締役会が決定しております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	当事業年度における取締役会及び監査等委員会への出席状況
1	再任 おおのてつじ 大野哲嗣	取締役 (常勤監査等委員)	取締役会には13回中13回出席、監査等委員会には16回中16回出席
2	再任 やまざきじょういち 山崎穰一	社外取締役 独立役員	取締役会には13回中13回出席、監査等委員会には16回中16回出席
3	再任 いけだあやこ 池田綾子	社外取締役 独立役員	取締役会には13回中13回出席、監査等委員会には16回中16回出席
4	新任 おおたかつひこ彦 太田克彦	社外取締役 独立役員	—

候補者番号

1

おの 野 哲 嗣

1961年2月11日生



再任

■ 所有する当社株式の種類
及び数

普通株式 25,200株

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

13回中13回出席

■ 当事業年度における
監査等委員会への出席状況

16回中16回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1983年4月 丸万証券(株)入社
- 1992年12月 (株)丸万ファイナンス入社
- 1996年8月 (株)セントラル・キャピタル入社
- 2000年7月 当社入社
- 2003年7月 当社名古屋企業開発部長
- 2007年4月 当社企業ソリューション推進部長
- 2009年4月 東海東京証券(株)名古屋企業金融部長
- 2010年4月 同社本店営業推進部長 兼 営業推進課長
- 2012年4月 当社総合企画部長
- 2013年4月 東海東京証券(株)東京法人第一部長
- 2014年4月 同社東京法人部長
- 2015年4月 当社財務企画部長
- 2017年4月 東海東京証券(株)財務部長
当社執行役員財務企画部長
東海東京証券(株)執行役員財務部長
- 2019年4月 当社常務執行役員総合企画グループ副担任 兼 総合企画部長
- 2020年5月 当社顧問
- 2020年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）
（一財）東海東京財団監事（現任）

■ 重要な兼職の状況

一般財団法人東海東京財団 監事

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

大野哲嗣氏は、当社及びグループ会社において投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、特に財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。その知識・経験により、当社の経営の監督・監査機能の実効性を強化するために監査等委員である取締役として適任であると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

 やま
 山 ざき
 崎 じょう
 穰 いち
 一

1955年1月9日生



再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類及び数

0株

■ 社外取締役在任年数 (本総会終結時)

4年

■ 当事業年度における 取締役会への出席状況

13回中13回出席

■ 当事業年度における 監査等委員会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における 指名・報酬委員会への出席状況

8回中8回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年4月 大蔵省入省
 1985年5月 理財局国債課課長補佐
 1995年1月 在大韓民国日本国大使館参事官
 1997年7月 証券局証券市場課公社債市場室長
 1998年12月 金融再生委員会事務局金融危機管理課長
 2000年7月 主計局主計官（国土交通省、環境省担当）
 2005年12月 金融庁総務企画局参事官（監督局担当）
 2009年7月 東海財務局長
 2010年7月 近畿財務局長
 2011年7月 独立行政法人国立印刷局理事
 2012年7月 税務大学校長
 2013年2月 財務省辞職
 2013年3月 農林中央金庫監事
 2018年12月 損害保険ジャパン(株)顧問
 2019年5月 損保ジャパンDC証券(株)常勤監査役
 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

—

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山崎穰一氏は、金融庁総務企画局参事官、東海財務局長等を歴任されており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には、引き続き同氏の経験等を当社経営の監督・監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

山崎穰一氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

3

いけ だ あや こ
池 田 綾 子

1959年12月5日生



再 任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0株

■ 社外取締役在任年数
(本総会終結時)

3年

■ 当事業年度における
取締役会への出席状況

13回中13回出席

■ 当事業年度における
監査等委員会への出席状況

16回中16回出席

■ 当事業年度における
指名・報酬委員会への出席状況

8回中8回出席

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1984年 4月 弁護士名簿登録・第二東京弁護士会入会
原後法律事務所（現 原後総合法律事務所）
1990年 1月 米国ステップトナー・アンド・ジョンソン法律事務所
1991年 4月 ニューヨーク州弁護士資格取得
1992年 9月 濱田松本法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）（現任）
2002年 4月 司法研修所教官（民事弁護担当）
2006年 4月 日本弁護士連合会事務次長
2015年 4月 日本弁護士連合会常務理事
第二東京弁護士会副会長
2021年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）
2024年 3月 東京応化工業(株)取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

森・濱田松本法律事務所 弁護士
東京応化工業(株)取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

池田綾子氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い識見・専門性を有しております。企業の業務執行にあたった直接の経験は有しておりませんが、官公署において数多くの委員を務められており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に十分な役割を果たしていただいております。同氏には、引き続き客観的な視点から経営全般に係る積極的な意見をいただくとともに、経営を監督・監査する役割を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

池田綾子氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

候補者番号

4

おお た かつ ひこ
太 田 克 彦

1953年6月30日生



新任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当社株式の種類
及び数

0株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1977年4月 新日本製鐵(株)入社
 1993年7月 同社資金部資金第二室長
 1994年7月 同社財務部資金第一室長
 1998年7月 同社財務部財務総括グループリーダー
 2007年4月 同社執行役員経営企画部長
 2011年6月 同社常務取締役
 2013年4月 新日鉄住金(株)代表取締役副社長兼グローバル事業推進本部長
 2016年6月 新日鉄住金化学(株)代表取締役社長
 2019年4月 日鉄ケミカル&マテリアル(株)取締役相談役
 2020年6月 同社相談役
 2021年4月 学校法人成蹊学園評議員 (現任)
 2021年6月 日鉄ケミカル&マテリアル(株)顧問
 2023年12月 同社退任

■ 重要な兼職の状況

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

太田克彦氏は、大手鉄鋼メーカーの企業経営者として長年務められており、その実績・識見は高く評価されているところであります。同氏には産業界での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見を当社経営の監督・監査に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

■ 独立性

太田克彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、当社が定める社外役員の「独立性判断基準」を満たしていることから、独立性に関して懸念はないものと判断しております。また、同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として両取引所に届け出ております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上表における「当社」は、2009年3月までは商号変更前の「東海東京証券株式会社」、2009年4月以降は商号変更後の「東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社」であります。
3. 当社は、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、大野哲嗣、山崎稜一及び池田綾子の各氏との間で責任限定契約を締結しております。これら各氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、太田克彦氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額を限度として責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、本議案が原案通り承認され、各候補者が取締役就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- （保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。）
- なお、各候補者の任期中である2024年7月1日に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

ご参考

取締役会の構成（スキル・マトリックス）

氏名	役職等		各委員会の構成				主な専門性・バックグラウンド							
			監査等委員会	指名・報酬委員会	総合リスク管理委員会	人事委員会	企業経営	グローバル	法務	財務・会計	金融・経済	行政	ICT	サステナビリティ
石田 建昭	代表取締役会長	業務執行		○	○	○	○	○		○	○		○	○
佐藤 昌孝	代表取締役社長	業務執行			○	○	○	○		○	○		○	○
北川 尚子	取締役	非業務執行					○				○		○	○
中山 恒博	社外取締役	独立役員		○			○	○		○	○			
		非業務執行												
宮沢 和正	社外取締役	独立役員		○			○	○					○	○
		非業務執行												
大野 哲嗣	取締役	非業務執行	○							○	○			
山崎 穰一	社外取締役	独立役員		○						○			○	○
		非業務執行												
池田 綾子	社外取締役	独立役員		○	○			○	○					
		非業務執行												
太田 克彦	社外取締役	独立役員		○	○			○	○		○	○		
		非業務執行												

※第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の構成（予定）です。

取締役の選任に関する方針・手続き

（方針） 当社の取締役会は、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役候補者等選任・解任等基準に基づき、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有し、監督機能の向上に資する者を選任しております。監査等委員である取締役候補者については、監査等委員でない取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用を有する者を選任しております。また、社外取締役候補者については、上記に加え、別に定める社外取締役の「独立性判断基準」を考慮し選任しております。当社は社外取締役が全取締役の過半数に達しておりますが、取締役の指名に関する決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「指名・報酬委員会」を設置しております。

（手続き） 上記方針に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名に関する事項については、指名・報酬委員会の答申を踏まえて審議の上、取締役会が決定しております。なお、監査等委員である取締役の指名に関する事項については、指名・報酬委員会からの答申を得た後に、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会が決定しております。

社外取締役の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性判断基準を定め、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、独立性を有していないものとしています。

1. 当社又はその中核子会社の業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人、又は過去において業務執行取締役、執行役員又はその他の使用人であった者。
2. 金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行取締役、執行役員、執行役員又はその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
3. 当社又はその中核子会社を主要な取引先とする者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
4. 当社又はその中核子会社の主要な取引先（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
5. 当社又はその中核子会社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者等（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
6. 当社又はその中核子会社から、一定額（過去3年間平均にて年間1,000万円）を超える寄付金を受領している者（その者が法人であるときは、当該法人、その親会社又はその重要な子会社の業務執行者又は最近3年間において、これらの者の業務執行者であった者を含む。）。
7. 当社又はその中核子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家。
8. 当社又はその中核子会社を主要な取引先とする者である会計・法律事務所又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する社員、パートナー等（最近3年間において従事していた者を含む。）。
9. 当社又はその中核子会社の会計監査人又は会計監査人の社員等（最近3年間において当社又はその子会社の監査業務に従事した者を含む。）。
10. 当社の子会社が主幹事証券会社を務める会社の業務執行者（最近3年間において業務執行者であった者も含む。）。
11. 上記1から10のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、二親等内の親族若しくは同居の親族）。
12. 当社又はその子会社の社外役員（取締役及び監査役）としての在任期間が通算8年を経過している者。
13. その他、当社的一般株主全体との間で上記1から12までで考慮されている事由以外の事情で実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

上記に掲げるいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができるものとします。

なお、上記に掲げるいずれにも該当せず、独立社外取締役として選定することが可能である者であっても、総合的に判断して独立社外取締役候補者として選定しないことを妨げません。

※ 「主要な取引先とする者」：直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える場合をいいます。

※ 「主要な取引先」：直近事業年度における当社グループの年間連結営業収益の2%を超える場合をいいます。

※ 「その中核子会社」：東海東京証券をいいます。

第4号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の業務執行取締役3名に対し、当期の業績を勘案のうえ、取締役賞与総額74,420,000円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項 - 8 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第5号議案 当社及び子会社の取締役・使用人に対しストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して新株予約権（以下、「本件新株予約権」という。）を無償発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の業務執行取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、事業報告「3 会社役員に関する事項 - 6 取締役のストック・オプション（非金銭報酬）に関する事項」に記載のとおり、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額として第104期定時株主総会決議により、ご承認いただいております年額300百万円に含めております。

また、当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、事業報告「3 会社役員に関する事項 - 8 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、本議案の対象となる当社の取締役は、当社の業務執行取締役2名及び子会社の業務執行取締役を兼務する当社の非業務執行取締役1名となる予定です。

- (1) 特に有利な条件をもって本件新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

株主との利害の一致を図りながら、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として、当社及び子会社の業務執行取締役・使用人に対して、本件新株予約権を無償で発行するものであります。

- (2) 本総会の決議による委任に基づいて募集事項の決定をすることができる本件新株予約権の数の上限

本総会の決議により、割り当てることのできる本件新株予約権の数は1,600個を上限といたします。また、本件新株予約権を行使することにより交付される当社普通株式の数は、160万株（発行済株式総数比約0.61%）を上限といたします。

ただし、後述の(4)①の規定に従い、付与株式数の調整が行われた場合は、本件新株予約権にかかる調整後の付与株式数に上記新株予約権の上限の数に乗じた数とします。

(3) 本件新株予約権については、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととします。

(4) 本件新株予約権の内容

① 本件新株予約権の目的である株式の数

本件新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式 1,000株とします。

なお、本件新株予約権割当て後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、本件新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で権利行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整します。

ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとします。

② 本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本件新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は、本件新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、又は割当日における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げます。

本件新株予約権割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社普通株式の処分（新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の

総数を控除した数とし、また、当社の保有する当社普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えます。

上記のほか、本件新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができますものとします。

③ 本件新株予約権の行使期間

本件新株予約権の割当日から2年を経過する日が属する月の翌月1日から、5年間といたします。

④ 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

(ロ) 本件新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による本件新株予約権の取得の制限

譲渡による本件新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 合併、会社分割等の組織再編行為の場合の措置

当社が他社と吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割その他の組織再編（以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本件新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホに掲げる会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本件新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とします。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てます。

- (二) 新株予約権を行使することができる期間
上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記③に定める本件新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
 - (ホ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記④に準じて決定します。
 - (ヘ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記②で定められる行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とします。
 - (ト) その他新株予約権の行使の条件及び新株予約権の取得事由
下記⑦及び⑨に準じて決定します。
 - (チ) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とします。
- ⑦ 本件新株予約権の取得事由
- 吸収合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書（会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。）の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本件新株予約権が承継されないこととなった場合、本件新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本件新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ⑧ 本件新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- ⑨ その他の本件新株予約権の行使の条件
- (イ) 新株予約権者は、本件新株予約権行使時において、当社又は子会社の取締役・使用人（使用人には当社又は子会社への出向者を含む。）たる地位を有することを要するものとします。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職、当社又は子会社の申し入れによる辞任、退職等正当な理由に基づいてかかる地位を喪失した場合はこの限りではありません。
 - (ロ) 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、未行使分の本件新株予約権を行使することはできなくなるものとします。
 - (i) 当社若しくは子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
 - (ii) 禁固以上の刑に処せられた場合。
 - (iii) 破産の申立若しくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は新株予約権者が差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立若しくは滞納処分を受けた場合。

＜株主提案＞

第6号議案から第11号議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。なお、当該提案株主（1名）の議決権の数は303個（議決権比率0.012%）であります。

以下の各議案の「件名」、「提案内容」及び「提案理由」は、形式的な修正を除き、誤字・脱字や事実認識も含め、当該提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

第6号議案 定款一部変更 執行役員の身分で取締役会メンバーと誤解される肩書を排除せよ。

提案理由

執行役員の肩書で東海東京HGの「副会長に藤井幹雄氏」・「副社長に伴雄司氏」が就任している。しかし、副社長には「取締役」である林雅則氏が存在。また、24年3月31日付で合田一郎社長が退任し佐藤昌孝氏が社長に就任。定時株主総会で採決された取締役承認決議と取締役の任期は全く無視。コンプライアンス違反。常に石田体制を守る為の人事体制。

「取締役でない執行役員の肩書」で副会長・副社長として肩書を増やすこと納得できない。企業とはクリーンな役員体制を構築すべき。

東海東京HGの経営理念は「目指す姿・私たちの使命・私たちの行動指針」である。しかし、石田建昭帝国を役員全体が永久に支えることだけが役員の使命と映る。

日経新聞スクランブル記事に書いていた。個人も物言う株主時代。新NISAも始まり安定株主の個人投資家を軽視する経営者は足をすくわれる可能性がある。長く続く石田政権。会社は誰のものか、考える最後の時期。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

2. 反対の理由

当社の執行役員については、当社の経営上重要な業務執行を分担して行う者として、自覚と職責を持って誠実かつ忠実にその職務を遂行できる者を選任し、そのうち、当社の経営上特に重要な者に対しては、会長、社長、副社長、専務、常務等の名称（役位）を付与することとしており、会社法上の取締役であるか否かにとらわれることなく、その人物が当社の経営上果たすべき役割の重要性に応じ、それにふさわしい名称（役位）を付与することが適切であると考えております。なお、以上の決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、「役員人事協議会」を設置し、その協議をふまえた上で、執行役員の選任及び名称（役位）の付与を決定する等、健全な運営に努めております。

したがって、取締役会としましては、提案のような定款変更を行う必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更（追加）
取締役の任期途中ででの退任は、定時株主総会で株主に対し、明確に説明をする。

提案理由

定款第4章取締役および取締役会 第23条（任期）1で取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとするとある。合田一郎氏は24年3月31日付の退任であった。合田一郎氏は定時株主総会で株主から選任された取締役の一員である。明確な説明もないままの取締役途中退任は、株主選任権を無視する行為である。代表取締役会長石田建昭氏体制である。退任ではなく解任と株主は想像したくなる。すべて長期政権である石田体制が理由である。これでは若くして取締役になった面々も畏縮し、取締役の任期を安心して全う出来ない。

東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)はプライム市場の一員企業である。いつもクリーンアップが大事である。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

代表取締役社長 合田一郎氏は2024年4月1日付にて代表取締役社長から取締役に異動し、引き続き、定時株主総会において株主の皆様から選任いただいた取締役として、その職責を果たしております。

また、当社におきまして、株主総会は1年に1度、株主様にご参集いただき、1年間の事業活動の成果をご報告し、取締役等の選任等の当社の重要事項を決議いただく重要な機会である、と考えておりますので、株主総会においては、多くの株主様からの質問を受け付け、それに対して必要かつ十分な説明ができるよう努めております。

したがいまして、取締役会としましては、提案のような定款変更を行う必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第8号議案	定款一部変更（新設） 総会後に豪華ホテルにて行う「広報等で使用するための役員の写真撮影会」を禁止する。役員の写真撮影会は「社内オルクドール写真屋」で行うこと。
--------------	---

提案理由

東海東京FG代表取締役会長石田建昭氏はド派手なことが大好きな方である。2020年3月号の選択にて帝国ホテル大広間で開いたパーティーが「今どき超ド派手」との掲載で話題となった。株主はこの一件の記事が大変気になっていた。昨年開催された第111期定時株主総会の株主提案第6号議案に対し、取締役会は反対であった。豪華ホテルでの記載の時刻及び場所において行っていたのは宴会ではなく、役員が広報等で使用するための「写真撮影」であったと反論。株主は思う。いくら石田建昭会長がド派手なことが大好きでも、写真撮影は社内の豪華な「オルクドール施設」の使用である。わざわざ豪華ホテルで写真撮影しなくても「役員の映像」に悪影響はでない。東海東京FGの少数株主は、いつも低配当で苦しんでいる。無駄な散財をされたくない。取締役会は撮影会場費の見直し、会場の選定においてコストを検討し経費の削減を図るべきだ。

【第8号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

当社は、従前よりコスト削減に努めており、さらに2023年1月からは、コスト削減も含めた大局的な見地から各案件の実施是非の協議を行う体制を構築し、より適切な費用執行に努めております。

したがいまして、取締役会としましては、提案のような定款変更を行う必要はないと考えており、本議案に反対いたします。

第9号議案 東海東京フィナンシャル・ホールディングス(株)のROE指標を8%に設定する。

提案理由

東海東京HDはプライム市場の一員である。会長石田建昭氏は毎年1億円超えの役員報酬を得ている。また他の役員も同様に高額な報酬を得ている。

しかし、東海東京HDのROE指標を見ると1.1%である。役員報酬の指標だけは高い。だが資本効率の見直しは待ったなしである。

高千穂交易は3年平均のROEが8%を超えるまで純利益をすべて配当に振り向けると発表した。この企業と東海東京HDの格差を比較すると、東海東京HDはプライム基準の達成企業なのか疑う数値である。ともかく東証が目指す資本コストと株価を意識した経営は企業のROEを高め、株主との適切なコミュニケーションや、株主還元策の策定、持続的な成長を実現するための戦略である。株主の利益最大化し、株主価値の最大化の努力をする企業へと早く東海東京HDは脱皮してほしいものである。

【第9号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

本提案は、会社法及び定款上の株主総会決議事項には該当しない事項に係る提案であると考えておりますが、議題・議案として採り上げた上で、当社のROEに対する考え方をご説明いたします。

当社グループでは、2022年度から2026年度までの5ヵ年を対象とした中期経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」に取り組んでおり、同計画の達成におけるグループKGIの一つとして2026年度末におけるROE12%を設定しております。

したがって、あえて当社が目標とするROEを8%にする必要はないと考え、取締役会としましては、本議案に反対いたします。

第10号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）取締役副社長 林 雅則氏を解任する。

提案理由

林 雅則氏は主な専門性は「総合リスク管理委員会とサステナビリティ」の専門分野とある。特に企業ブランドの価値を向上させ、事業拡大のチャンスに繋がる企業活動のメリットを飛躍さす分野とある。

林 雅則氏の専門性は発揮されていない。石田氏の長期政権は企業ブランドの価値を高めるどころではない。連続5回の株主提案権行使がすべてを物語る。林 雅則氏の職責の専門性分野である「サステナビリティ」の社会貢献度も疑問。また社内役員ポストだけは増やし、明確な職域もあやふやで役員任期は無視。そのしわ寄せは株主の低配当である。石田体制を守る為、高額報酬を受け取れるポジション作りに貢献し取締役副社長として職責を果たしていない。ただ石田長期政権を支えることに貢献している。

また、企業として英国での過年度所得に係る法人税等の延滞税約15億円の失態。関連して日本国内での「本件納税」に伴う約7億円の支払失態の責任。

【第10号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**します。

2. 反対の理由

取締役副社長 林雅則氏は、取締役就任以来、豊富な業務経験や見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の点において、当社グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがいまして、取締役会としましては、同氏を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断しており、同氏の解任に反対いたします。

なお、当社の監査等委員会も、同氏を当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）として適任と判断しており、同氏の解任に反対しております。

第11号議案 監査等委員である取締役1名（宮沢和正氏）の解任

提案理由

宮沢和正氏は、社外取締役（独立役員）であるが、東海東京フィナンシャルホールディングス(株)から毎月高額報酬を得ている独立役員である。

宮沢和正氏がいくら豊富な知識・経験を語っても株主は全く期待しない。

なぜか、簡単な事である。「独立役員」として問題点追及が甘い。

個人株主が提案権を取得し、企業の改善要求を連続5回も行使するのは独立役員の働きがなく問題点追及が甘いからである。単に数合わせ独立役員であるからだ。つまり経営の健全性を確保できない社外取締役であるからだ。

少数株主だけ不当な立場に置かれ、企業の問題点は形骸化された社外取締役で決議することは解決にならない。東京証券取引所は昨今、企業に対し「資本コストや株価・配当を意識した経営を企業に要請し始めた。やっと個人の「物言う株主」時代の到来である。宮沢和正氏は豊富な経験者との触れ込みだが「独立役員」の趣旨さえも理解力がない役員。

【第11号議案に対する取締役会の意見】

1. 当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対します。

2. 反対の理由

社外取締役 宮沢和正氏は社外取締役就任以来、豊富な業務経験と高い識見・専門的な知見を活かし、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に尽力しており、十分にその職責を果たしております（なお、同氏は2023年6月28日開催の第111期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任されて就任しており、「監査等委員である取締役」ではありません。）。

したがって、取締役会としましては、同氏を当社の社外取締役として適任と判断しており、同氏の解任に反対いたします。また、本総会におきましても、引き続き同氏の選任を提案いたしております。

なお、当社の監査等委員会も、同氏を当社の社外取締役として適任と判断しており、同氏の解任に反対しております。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）のわが国経済は、4～6月期こそ供給制約緩和下での生産活動回復・輸出増やインバウンド需要の拡大等を背景に力強い成長を示したものの、その後は家計消費や在庫投資などを中心に、基調の弱さが目立つ展開となりました。

海外経済においては、歴史的な大幅利上げにもかかわらず堅調を維持する米国経済に対し、ドイツや英国などの欧州主要国では概ねゼロ成長が継続しました。またアジア諸国においては、インドが高い経済成長率を維持する一方で不動産不況に苦しむ中国の景気回復に勢いが見られないなど、国ごとにばらつきはあったものの、概ね高めの経済成長が維持されました。

日本株市場では、4月に28,200円台で始まった日経平均株価が夏場には一時33,700円台まで上昇しましたが、日米の金利上昇から下落に転じ、10月には一時31,000円を割り込みました。その後年末にかけてやや持ち直した日経平均株価は、年明け以降に進んだ急速な日本株再評価の下、海外投資家主導での上昇を継続、結果34年ぶりに過去最高値を更新し40,369円で3月の取引を終えています。なお、2023年4月～24年3月の東証プライム市場の1日当たり平均売買代金は4兆3,804億円（前年同期の1日当たり平均売買代金は3兆2,777億円）となっています。

米国株市場では、4月に33,200ドル台で始まったダウ平均株価が米銀破綻を受けて一時調整したものの、AI（人工知能）を巡る熱狂等を背景に5月終盤以降は反発に転じ、7月には35,000ドルを突破しました。その後は米長期金利の急伸によって10月に一時33,000ドル割れとなりましたが、早期利下げ期待等を背景に年末にかけ9週続伸し、最高値更新を継続しました。年明け以降も上昇基調を維持したダウ平均は、39,807ドルで3月の取引を終了しました。

日本の長期金利は4月に0.34%の期中最低金利で始まった後、7月と10月の日銀会合で大規模緩和策の修正が決定されると、11月には期中最高金利となる0.97%まで上昇しました。その後は米長期金利の低下とともに1月には0.55%まで低下しました。3月会合ではマイナス金利解除が決定されましたが、市場の織り込みが進んでいたことから上昇は限られ、0.7%台で3月の取引を終えました。

米国の長期金利は4月に3.51%で始まった後、7月に米政策金利が5.25～5.50%に引き上げられると一段と上昇し、10月23日には期中最高金利となる5.01%をつけました。11月以降は政策当局の予想外のハト派的スタンスを受けた早期利下げ観測により3.78%まで急低下しました。年明けからは好調な米経済指標を背景とした利下げ後ずれ観測から上昇に転じ、4.2%台で3月の取引を終えました。

ドル円は4月に1ドル132円台で始まると、5日には期中最安値となる130円台をつけました。その後は米金利上昇に伴うドル買いや日銀の緩和策修正後の円売り安心感から、11月には151円台まで急伸びしましたが、米金利低下に伴うドル安や日銀の正常化観測から急反落に転じ、12月28日には140円台をつけました。年明けからは米利下げ後ずれ観測からドルが買われ、日銀のマイナス金利解除後も円売りが続き、3月27日には期中最高値となる151円台をつけ、同水準で3月の取引を終えました。

当社グループの経営成績の概況

営業収益	89,201百万円 前期比21.6%増加
純営業収益	86,692百万円 前期比24.6%増加

経常利益	18,397百万円 前期比189.9%増加
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,189百万円 前期比421.7%増加

受入手数料

当連結会計年度の受入手数料の合計は28.3%増加し422億39百万円を計上いたしました。

① 委託手数料

当社グループの株式委託手数料は56.6%増加し172億49百万円となりました。委託手数料全体では51.2%増加し177億83百万円を計上いたしました。

② 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

株式は9.5%増加し5億58百万円を計上いたしました。また、債券は2.5%減少し5億87百万円の計上となり、引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料全体では3.0%増加し11億46百万円を計上いたしました。

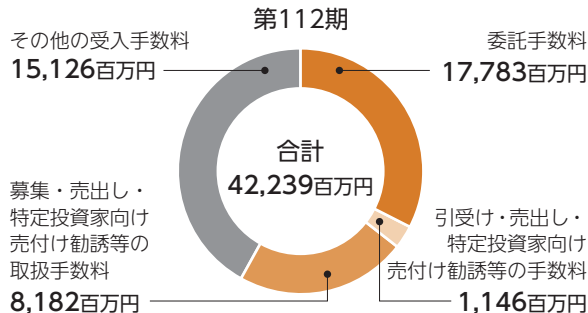
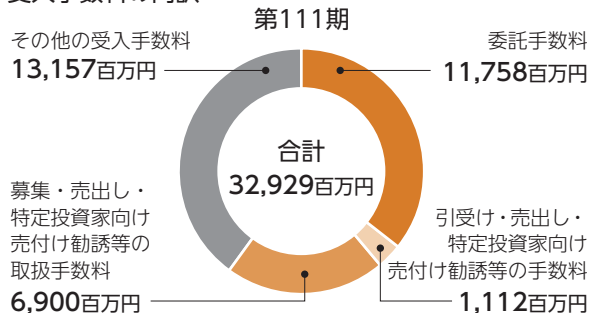
③ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

受益証券は、18.2%増加し81億25百万円の計上となり、募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料全体では18.6%増加し81億82百万円を計上いたしました。

④ その他の受入手数料

投資信託の代行手数料は12.2%増加し59億83百万円、保険手数料収入は18.3%増加し53億81百万円の計上となり、その他の受入手数料全体では15.0%増加し151億26百万円を計上いたしました。

受入手数料の内訳



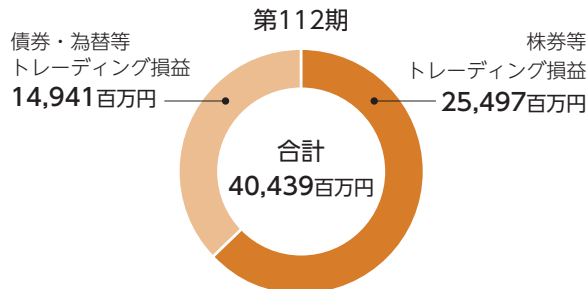
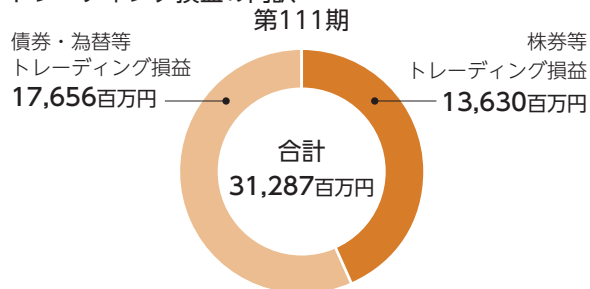
トレーディング損益

当連結会計年度の株券等トレーディング損益は87.1%増加し254億97百万円の利益の計上となり、債券・為替等トレーディング損益は15.4%減少し149億41百万円の利益を計上いたしました。この結果、トレーディング損益の合計は29.3%増加し404億39百万円の利益を計上いたしました。

金融収支

当連結会計年度の金融収益は28.8%減少し65億23百万円を計上いたしました。また、金融費用は33.7%減少し25億9百万円を計上し、差引の金融収支は25.4%減少し40億13百万円の利益を計上いたしました。

トレーディング損益の内訳



販売費及び一般管理費

当連結会計年度の取引関係費は7.6%増加し133億67百万円となりました。また、人件費は10.0%増加し339億28百万円、不動産関係費は2.5%増加し77億77百万円、事務費は2.9%増加し88億85百万円となりました。この結果、販売費及び一般管理費の合計は7.4%増加し713億87百万円を計上いたしました。

特別損益

当連結会計年度の特別損益は、特別利益として9億36百万円を計上し、特別損失として10億3百万円を計上いたしました。

営業外損益

当連結会計年度の営業外収益は、投資有価証券評価益11億80百万円、受取配当金12億80百万円などを計上し、営業外収益の合計は18.6%減少し34億35百万円となりました。また、営業外費用は、投資事業組合運用損2億71百万円などを計上し、営業外費用の合計は66.9%減少し3億41百万円となりました。

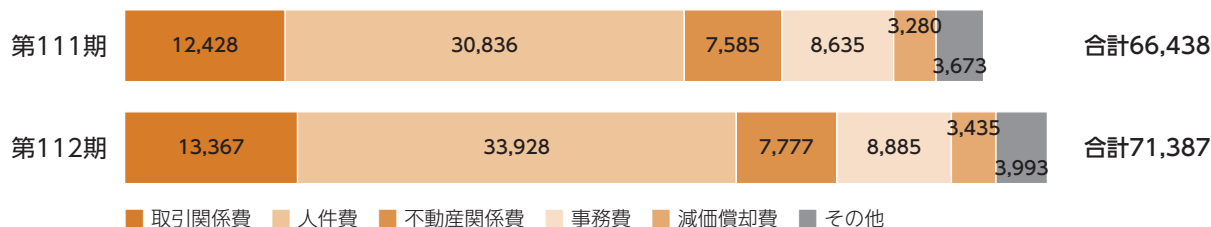
法人税等合計

当連結会計年度の法人税等合計は65億20百万円となりましたが、そのうち、過年度法人税等6億77百万円を計上しております。

当該過年度法人税等は、2024年3月25日付で公表いたしましたとおり、当社が、2009年より英国のファンド運用助言会社（有限責任組合）に対して出資し、以降、毎年、分配利益を受領し、日本で法人税を納付しておりましたところ、過年度の当該利益に関し、英国歳入関税庁（正式名称：HM Revenue & Customs）より、当社が英国で直接、事業を行って得た所得として英国で法人税を納める必要がある旨の指摘を受けるに至り、英国において納税を行ったものです。なお、当該過年度法人税等6億77百万円は、英国への納税額その他、当社が過年度において日本で納付した税金に基づく税額控除等を加味した実負担額となります。

販売費及び一般管理費の内訳

(単位：百万円)

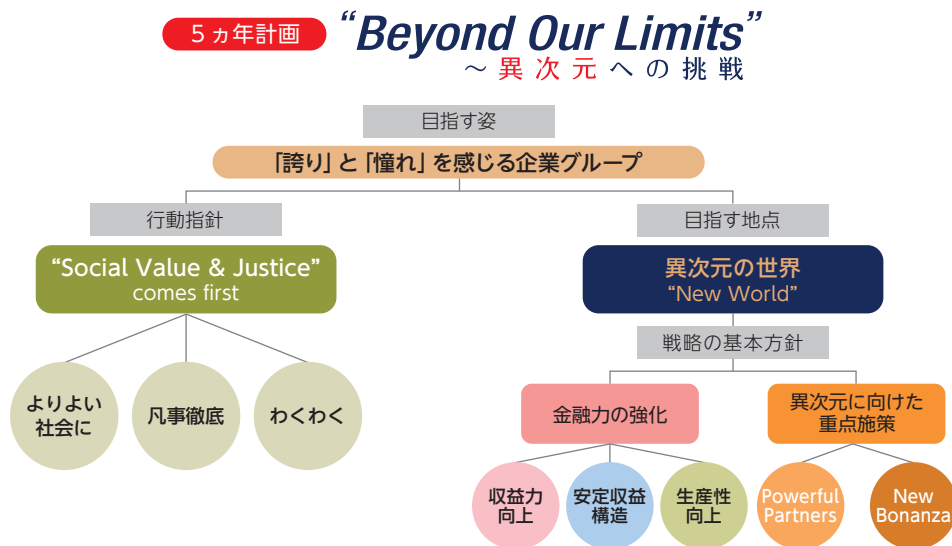


② 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、大きく変化してきております。AI、ブロックチェーンといったテクノロジーがますます事業展開に欠かすことが出来ない存在となってきた一方、環境への配慮や社会的責任を企業がどのように果たしていくか等、サステナビリティ経営が企業に強く求められるようになりました。わが国証券ビジネスにおいては、手数料体系の変化や規制・制度改革、デジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」）の加速等により、ビジネスモデルの在り方が大きく変容してきております。また、「資産所得倍増計画」への貢献、ポートフォリオ提案やソリューションビジネス等、これまで以上にゴールベースアプローチを意識した営業方針への転換が課題としてあげられます。

そのような環境下、当社グループでは、2022年4月より5カ年の中期経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」(以下「本計画」)を策定し、推進しております。本計画は、『誇り』と『憧れ』を感じる企業グループとなるために、「“Social Value & Justice” comes first」を行動指針として、「異次元の世界」への到達に挑戦するものです。そのための戦略の基本方針として、「金融力の強化」と「異次元に向けた重点施策」を掲げ、「金融力の強化」においては、収支構造改革への取組み、安定収益基盤の拡大を強化し、「異次元に向けた重点施策」では、Powerful Partners（※1）との協業、New Bonanza（※2）の創出等に一層注力するとともに、デジタル分野では、当社の子会社であるCHEER証券、TTデジタル・プラットフォームにおいて先進的な金融サービスの提供やデジタル化による地域社会のDX化の推進を図っております。

中期経営計画の構造



※1 電力会社、通信会社、金融機関、商社、不動産、大学、地方銀行、地方公共団体といったパートナー

※2 新しい金鉱脈となるビジネスや機能

本計画2年目にあたる当連結会計年度において、グループKGIである自己資本利益率（ROE）は5.8%、預り金融資産は10.9兆円、重要なKPIである経常利益は183億円となりました。

本計画における主な課題として認識している事項、及びそれに対する取組みは以下のとおりであります。

戦略の基本方針	取組み
金融力の強化	<p><オルグドール戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・“富裕層”と“スタートアップ”を結びつける経営者コミュニティの交流の場を目指して、富裕層向けブランド「Orque d'or (オルグドール)」の3拠点目の新サロンを東京都港区南青山に開設 ・お客様の運用ニーズの多様化に合わせて、専任の運用担当者がオーダーメイドで運用する投資一任運用サービスの取り扱いを開始し、ゴールベース型アプローチのポートフォリオ提案を提供 <p><マスマルフレント戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産継承世代とのリレーションを構築し、ファミリーをトータルサポートする一元的サービスの提供を目指し、ポートフォリオ営業を推進 ・金融資産に応じたセグメントごとのポートフォリオ資産の提案として、インデックス運用を上回るパフォーマンスの投信を選定したアクティブファンドポートフォリオのサービスを開始 ・NISAに関する情報発信・相談対応等を行う総合的な組織として、「NISAセンター」を新設し、サービス提供を開始 <p><ネット&コール戦略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフ、ネット&コール、対面へのシームレスなトスアップを図る、AIを活用した新たなコールセンターモデルを目指し、マーケティングオートメーションツール及びオウンドメディア、公式SNSの運用を開始 ・オペレーター教育を強化し、HDI格付けベンチマークにおいて、「問合せ窓口」・「Webサポート」の2部門で最高評価の「三つ星」を獲得
異次元に向けた重点施策	<p><Powerful Partnersとの協業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・DXによる事業基盤の拡充を追求する中、ゆうちょ銀行と地域経済の活性化、及び地方創生の実現を目指した協業に関する基本契約を締結し、共同で地方自治体へ「プレミアム付きデジタル商品券」を導入 ・ゆうちょ銀行とスタートアップ支援の連携・協力の実現に向けた覚書を締結し、「地域のスタートアップ・エコシステム構築」の実現に向けて、本格的な協議を開始 <p><New Bonanza (新機能)の創出></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社グループが持つ金融デジタル技術を活用した先進的なサービスを組み合わせることにより、若年・次世代の顧客層との接点拡大を狙い、当社グループのCHEER証券とお金のデザインの協業による資産運用をすべておまかせできる投資一任運用サービス「おまかせ運用」を開始 ・新機能の獲得による事業基盤の拡大を目指し、シンガポールの資産運用会社ICHAM Pte.Ltd.へ出資。当社グループが運用するファンドを活用した富裕層向け金融商品の組成等、強固なシナジーを創出 ・企業価値向上につながるDX推進の仕組みを社内に構築し、優れたデジタル活用の実績が表れている企業として「DX銘柄」に3年連続で選定

行動指針	取組み
“Social Value & Justice” comes first	<ul style="list-style-type: none"> ・高度なコーポレート・ガバナンス体制やSDGsに沿った各種取組みの拡充、また「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言を踏まえた情報開示の充実等が継続的に評価され、「FTSE Blossom Japan Index」の構成銘柄に選定 ・サステナビリティに関するマテリアリティ（優先すべき重要課題）の見直し実施 ・人権尊重の取組みをグループ全体でさらに推進するべく「東海東京フィナンシャル・グループ人権方針」を制定 ・社員の自主的なチャレンジを応援する「スポーツ支援」や社内クラブの活動支援、ウォーキングイベント・オンライン健康セミナー等、社員の健康維持・増進への積極的な取組みが評価され、「健康経営優良法人」「スポーツエールカンパニー」「東京都スポーツ推進企業」に5年連続で認定

③ 設備投資・資金調達等の状況

当連結会計年度は、設備投資において特記すべき事項はありません。

資金調達につきましては、主たる事業である金融商品取引業の運転資金の調達において銀行等の金融機関からの借入金のほか、当社を調達主体とする社債の発行（当期発行総額135億35百万円、期末発行残高228億2百万円）及び短期社債の発行（当期発行総額881億円、期末発行残高125億円）を行いました。

④ 企業集団の財産及び損益の状況

連結会計年度 区分	第109期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	第110期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第111期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第112期 (2023.4.1～ 2024.3.31)
営業収益	69,362	80,975	73,383	89,201
(受入手数料)	(31,173)	(37,575)	(32,929)	(42,239)
経常利益	12,548	12,979	6,346	18,397
親会社株主に帰属する当期純利益	9,094	13,150	1,953	10,189
	円	円	円	円
1株当たり当期純利益	36.62	52.94	7.85	40.86
	百万円	百万円	百万円	百万円
総資産	1,416,569	1,581,231	1,056,020	1,400,360
純資産	172,684	185,568	181,348	192,935

(注) 第110期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第110期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

5 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社24社及び関連会社16社で構成されております。

当社グループは主たる事業として、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い、私募の取扱いその他の金融商品取引業並びに金融商品取引業に関連又は付随する業務のほか、その他の金融業等を営んでおります。当社グループは、日本をはじめ、アジア、ヨーロッパ及びアメリカの金融・資本市場に拠点を設置し、顧客の資金調達、資金運用の両面において、グローバルで幅広いサービスを提供しております。

6 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	当社の 出資比率 %	主要な事業内容
東海東京証券株式会社	6,000	100.0	金融商品取引業
C H E E R 証券株式会社	100	100.0	金融商品取引業
丸八証券株式会社	3,751	43.6	金融商品取引業
株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ	50	100.0	情報サービス業、 金融商品取引業、教育・研修業
東海東京インベストメント株式会社	300	100.0	ベンチャーキャピタル業務、 有価証券の運用
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社	100	100.0	コンサルティング業、 宅地建物取引業
東海東京サービス株式会社	30	100.0	不動産の賃貸・管理、 事務代行業務
東海東京ビジネスサービス株式会社	50	80.0	証券会社のバックオフィス業務の 受託
株式会社T T デジタル・プラットフォーム	100	100.0	電子決済等代行業、 アプリの企画・運営・開発等による 各種情報提供サービス
株式会社 E T E R N A L	50	100.0	生命保険・損害保険代理店事業
ピナクルTTソリューション株式会社	60	100.0	事業承継M&Aアドバイザー 業務
マ フ ォ ロ バ 株 式 会 社	10	100.0	M&A マッチングプラットフォーム サービス運営

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited	千香港ドル 115,000	100.0%	証券業
Tokai Tokyo Securities Europe Limited	千英ポンド 3,000	100.0	証券業
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc.	千米ドル 200	100.0	情報サービス業
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.	千シンガポールドル 5,000	100.0	資産運用業
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.	千シンガポールドル 20,000	100.0	有価証券の運用

- (注) 1. 2023年12月29日付で東海東京アセットマネジメント株式会社は、当社から株式会社お金のデザインへの現物出資により、連結子会社から持分法適用会社となったため、重要な子会社から除外しております。
2. 2024年3月1日付で当社の完全子会社である株式会社東海東京調査センターと東海東京アカデミー株式会社は株式会社東海東京調査センターを存続会社とする吸収合併をしております。
3. 2024年3月1日付で株式会社東海東京調査センターは、株式会社東海東京インテリジェンス・ラボに商号変更しております。
4. 2024年3月29日付でピナクル株式会社は、当社が保有する全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外しております。
5. 当連結会計年度より、ピナクルTTソリューション株式会社を、重要な子会社に加えました。
6. 当連結会計年度より、マフォロバ株式会社を、重要な子会社に加えました。
7. 2024年4月8日付でピナクルTTソリューション株式会社は、TTソリューション株式会社に商号変更しております。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	百万円 68,919	百万円 230,838

7 主要な営業所及び従業員の状況

- ① 当社の主要な営業所
本店 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
- ② 子会社の主要な営業所
(国内)
東海東京証券株式会社 (愛知県、東京都など64店舗)
CHEER証券株式会社 (東京都)
丸八証券株式会社 (愛知県5店舗)
株式会社東海東京インテリジェンス・ラボ (愛知県、東京都)
東海東京インベストメント株式会社 (東京都、愛知県)
東海東京ウェルス・コンサルティング株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京サービス株式会社 (愛知県、東京都)
東海東京ビジネスサービス株式会社 (東京都)
株式会社TTデジタル・プラットフォーム (東京都)
株式会社ETERNAL (東京都、兵庫県など47店舗)
ピナクルTTソリューション株式会社 (東京都)
マフォロバ株式会社 (東京都)
(海外)
Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited (中国・香港)
Tokai Tokyo Securities Europe Limited (英国・ロンドン市)
Tokai Tokyo Securities (USA),Inc. (米国・ニューヨーク市)
Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd. (シンガポール)
Tokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd. (シンガポール)
- ③ 当社及び子会社の従業員の状況

従業員数	2,655名 [497名]	前年度末比92名減 [8名増]
------	------------------	--------------------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社及び子会社から外部企業への出向者を除き、外部企業から当社及び子会社への出向者を含む。)であり、臨時従業員の年間平均人員数は〔 〕内に外数で記載しております。
2. 上記のほか東海東京証券株式会社の歩合外務員の2024年3月末の人員は9名であります。

8 主要な借入先及び借入金の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	短期借入金	13,500
	長期借入金	23,000
株式会社横浜銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	8,000
株式会社みずほ銀行	短期借入金	10,000
	長期借入金	2,500
三井住友信託銀行株式会社	短期借入金	2,500
	長期借入金	7,000
株式会社山口銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	6,500
株式会社三井住友銀行	短期借入金	3,500
	長期借入金	5,000
株式会社西日本シティ銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	5,000
株式会社池田泉州銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	3,200
株式会社愛知銀行	短期借入金	4,500
	長期借入金	2,000
株式会社もみじ銀行	短期借入金	2,000
	長期借入金	2,000
株式会社七十七銀行	短期借入金	3,000
	長期借入金	1,000
株式会社十六銀行	短期借入金	1,000
	長期借入金	2,000
株式会社りそな銀行	短期借入金	2,000
	長期借入金	1,000
株式会社大垣共立銀行	短期借入金	3,000

(注) 市中銀行からの借入のうちコールマネーを除く主要なものを記載しております。

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 972,730,000株
- ② 発行済株式の総数 260,582,115株
- ③ 株主数 62,278名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	30,300,400	12.10
株式会社三菱UFJ銀行	12,016,853	4.80
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,649,700	3.45
三井住友海上火災保険株式会社	7,283,798	2.91
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	7,280,000	2.91
株式会社横浜銀行	7,014,553	2.80
日本生命保険相互会社	5,611,890	2.24
三井住友信託銀行株式会社	4,800,000	1.92
明治安田生命保険相互会社	4,406,000	1.76
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	3,686,600	1.47

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 上記のほか、当社が保有しております自己株式10,178,451株があります。

3 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長 (代表取締役)	石田 建昭	東海東京証券株式会社 取締役 株式会社名古屋証券取引所 取締役 一般財団法人東海東京財団 代表理事
取締役社長 (代表取締役)	合田 一郎	東海東京証券株式会社 取締役
取締役副社長	※ 林 雅則	総合企画グループ担任
取締役	中山 恒博	取締役会議長 三井不動産株式会社 取締役
取締役	※ 宮沢 和正	ソラミツ株式会社 代表取締役社長 ReNet Soramitsu Financial Technology Co., Ltd. 取締役
取締役 (監査等委員)	大野 哲嗣	一般財団法人東海東京財団 監事
取締役 (監査等委員)	井上 恵介	麻布経済研究所 代表 カーディフ損害保険株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	山崎 穰一	
取締役 (監査等委員)	池田 綾子	森・濱田松本法律事務所 弁護士 東京応化工業株式会社 取締役

- (注) 1. ※の取締役は、2023年6月28日開催の第111期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役のうち、中山恒博、宮沢和正、井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対して、中山恒博、宮沢和正、井上恵介、山崎穰一及び池田綾子の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、社外取締役の兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。
3. 2023年6月28日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、山根秀昭、藤原洋の両氏は取締役を退任いたしました。
4. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
5. 取締役(監査等委員)大野哲嗣氏は、当社及び当社グループにおいて投資銀行、経営企画、財務部門等の幅広い業務に従事し、業務全般、財務会計に関する豊富な知識・経験を有しております。
6. 取締役(監査等委員)池田綾子氏は、2024年3月28日付で東京応化工業(株)取締役に就任しております。
7. 取締役合田一郎氏は、2024年3月31日をもって、東海東京証券(株)取締役に辞任しております。

8. 2024年4月1日付で、次のとおり地位を変更しました。

氏名	新	旧
合田 一朗	取締役	代表取締役社長

② 責任限定契約に関する事項

当社と監査等委員でない取締役2名（社外取締役）及び監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項第1号ハ及び第2号に規定される金額の合計額であります。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社及び一部の子会社を除く子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料につきましては、子会社の一部役員を除き、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の種類別の総額（百万円）			
		金銭報酬		ストック・オプション	計
		固定報酬	業績連動報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7 (3)	204 (30)	74 (-)	3 (-)	282 (30)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	62 (42)	- (-)	- (-)	62 (42)
計 （うち社外取締役）	11 (6)	267 (72)	74 (-)	3 (-)	344 (72)

- (注) 1. 括弧内の数字は社外役員の人員数及び支給額であります。
 2. 上記業績連動報酬等の額には、第112期定時株主総会に上程の取締役賞与支給の議案が承認された場合に支給予定の取締役賞与74,420千円が含まれております。
 3. 監査等委員でない取締役の報酬について、監査等委員会で検討いたしましたが、特に指摘すべき点はありません。

5 取締役の業績連動報酬等に関する事項

- ① 業績指標の内容及びその選定理由
主に短期的な業績との連動性を図ることを目的に、自己資本利益率（ROE）を用いております。
- ② 業績連動報酬等の額又は数の算定方法
自己資本利益率（ROE）をベースとした連結業績に各役位の職務及び個人業績評価を加味して賞与額を算出し、毎事業年度一定の時期に、賞与を支給しております。
- ③ 業績連動報酬等の額又は算定に用いた業績指標の数値
経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」において、数値目標として自己資本利益率（ROE）のKGIを12%としており、当事業年度における実績値は5.8%であります。

6 取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項

株主との利害の一致を図りながら、中長期的な当社グループ全体の業績向上というインセンティブを与え、もって連結業績の向上を図ることを目的として付与しております。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となり、当該額を株主総会決議により承認いただく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額に含めるものとしています。なお、業務執行取締役の付与個数については、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、取締役会にて決定しております。

7 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	金銭報酬	年額300百万円以内 （うち、社外取締役分は100百万円以内）	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	5名（うち、社外取締役は2名）
監査等委員である取締役の報酬	金銭報酬	年額150百万円以内	2016年6月29日開催の第104期定時株主総会	4名（うち、社外取締役は3名）

8 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ① 決定方針の決定方法
任意の指名・報酬委員会から答申された取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針について、2021年2月22日及び同年6月25日開催の取締役会において、決議しております。

② 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を定めており、その概要は以下の通りです。

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成するものとし、さらに業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である賞与と中長期の業績に基づき変動するインセンティブ報酬であるストック・オプションにより構成するものとしております。業務執行取締役には固定報酬と業績連動報酬を7：3の割合を目安に配分しており、社外取締役及び監査等委員である取締役は、固定報酬のみの支給としております。

固定報酬については、各役位の職務に応じて毎月固定額の固定報酬を支給しております。また、業績連動報酬である賞与及びストック・オプションに関する方針は、上記「取締役の業績連動報酬等に関する事項」及び「取締役のストック・オプション（非金銭報酬等）に関する事項」に記載の通りです。

当社では、役員報酬の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会を設置しており、指名・報酬委員会では、外部報酬データベースへの参加を通じて得た同業種の報酬水準を参考に、当社の役員報酬の決定に関する算定方法及び水準について代表取締役会長、取締役会及び監査等委員会に対して答申を行っております。

また、取締役会は独立かつ客観的な見地から役員に対する監督を行う機関として、役員報酬の内容や制度構築・改定にかかる審議・決定をしております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の取締役の金銭報酬について、指名・報酬委員会からの答申に基づき、2023年6月28日開催の取締役会において、代表取締役会長石田建昭に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行っております。

代表取締役会長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役会長は、報酬水準の客観性と透明性を高めるため、指名・報酬委員会へ諮問したうえで、個人別の報酬等の額を決定しております。

9 社外役員に関する事項

区分	氏名	出席状況	主な活動状況
取締役	中山 恒博	取締役会 13回/13回 指名・報酬委員会 8回/8回	大手銀行及び証券会社での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見・金融専門性を活かし、当社グループの戦略方針から個別施策に至るまで、経営目線での助言等を数多く行っております。さらに取締役会議長及び指名・報酬委員会委員長として、審議の充実に主導的な役割を果たしております。
取締役	宮沢 和正	取締役会 10回/10回 指名・報酬委員会 6回/6回	デジタル関連の企業経営者として長年務められてきた豊富な経験と高い専門性を活かし、経営目線での助言等を行うとともに、当社グループのデジタル戦略への取組み等、積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	井上 恵介	取締役会 13回/13回 監査等委員会 16回/16回	監査等委員会の委員長として、経営層との直接、間接による対話を積極的に働きかけ、大手金融機関での長年の経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、当社のグループ戦略やガバナンス、リスクマネジメント等について、多角的な視点から広範囲に助言等を行っております。
取締役 (監査等委員)	山崎 穰一	取締役会 13回/13回 監査等委員会 16回/16回 指名・報酬委員会 8回/8回	長年の行政官としての金融・経済に関する専門的な知見と豊富な経験を活かし、総合的・専門的見地から当社グループの戦略や個別施策等へのリスクマネジメントを意識した積極的な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	池田 綾子	取締役会 13回/13回 監査等委員会 16回/16回 指名・報酬委員会 8回/8回	長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、法律の専門家として、経営から独立した立場で当社グループの戦略や監督機能の実効性強化等における助言を積極的に行っております。

4 会計監査人に関する事項

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	46百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	129百万円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人から当事業年度の監査計画について説明を受け、監査体制、監査計画の内容・監査時間及び監査範囲等との整合性を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の国内子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外に、顧客資産の分別保管に関する法令遵守の検証業務について対価を支払っております。
4. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬として当社及び当社子会社において合計10百万円があります。

③ 子会社の会計監査人の状況

当社の重要な子会社のうち、丸八証券株式会社、Tokai Tokyo Securities (Asia) Limited、Tokai Tokyo Securities Europe Limited、Tokai Tokyo Investment Management Singapore Pte.Ltd.及びTokai Tokyo Global Investments Pte.Ltd.については、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

④ 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会の決議に基づき、会計監査人を解任いたします。

なお、この場合には監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行に支障等がある場合又は継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象があると判断した場合には、株主総会に上程する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

当社は、会計監査の透明性確保等の観点から「会計監査人のローテーション制度導入に関する基本方針」（2020年12月21日開催 監査等委員会決議）に基づき、会計監査人のローテーション制度を導入しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

連結計算書類等

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

区 分		金 額	区 分		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	産 金		流 動 負 債	債 金	
現 金 及 び 預 金	97,673		ト レ ー デ ィ ン グ 商 品 有 価 証 券 等	422,974	
預 託 金	95,426		デ リ バ テ ィ ブ 取 引 債 金	397,368	
顧 客 分 別 金 信 託	90,100		信 用 取 引 借 入	25,605	
そ の 他 の 預 託 金	5,325		信 用 取 引 貸 証 券 受 入	19,701	
ト レ ー デ ィ ン グ 商 品	328,216		有 価 証 券 担 保 借 入	16,273	
商 品 有 価 証 券 等	319,327		有 価 証 券 貸 借 取 引 受 入	3,427	
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	8,889		現 先 取 引 借 入	264,354	
約 定 見 返 勤 定 産 金	24,877		預 受 短 期 借 入	92,980	
信 用 取 引 貸 付	87,176		短 期 借 入	171,374	
信 用 取 引 借 証 券 担 保	59,909		1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	92,383	
有 価 証 券 担 保 貸 付	27,267		未 賞 役 員 賞 与 引 当 金	18,826	
借 入 有 価 証 券 担 保	506,706		そ の 他 の 計 債 金	201,043	
現 先 取 引 貸 付	93,985		流 動 負 債 合 計	12,500	
立 期 差 入 保 証 金	27,267		固 定 負 債	9,070	
短 期 借 付 金	506,706		社 長 線 役 員 退 職 給 付 金	6,358	
未 収 収 益 他 金	93,985		特 別 法 上 の 準 備 金	3,267	
そ の 他 の 引 当 金	412,720		特 別 法 上 の 準 備 金	74	
流 動 資 産 合 計	1,312,677		負 債 純 資 産 合 計	8,166	
固 定 資 産			株 主 資 本 合 計	1,058,720	
有 形 固 定 資 産	11,107		資 本 剰 余 金	13,731	
建 設 中 の 固 定 資 産	5,298		資 本 剰 余 金	127,000	
建 設 中 の 固 定 資 産	2,508		資 本 剰 余 金	3,567	
土 地 建物	3,300		資 本 剰 余 金	105	
無 形 固 定 資 産	7,615		資 本 剰 余 金	141	
の ソ フ ト ウ ェ ア	664		資 本 剰 余 金	3,373	
電 話 加 入 権	6,916		特 別 法 上 の 準 備 金	784	
そ の 他 の 資 産	32		特 別 法 上 の 準 備 金	784	
投 資 有 価 証 券	68,959		負 債 純 資 産 合 計	1,207,425	
投 資 有 価 証 券	51,781		(純 資 産 の 部)		
長 期 差 入 保 証 金	4,845		株 主 資 本		
線 延 税 金 資 産	74		資 本 剰 余 金	36,000	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	11,297		資 本 剰 余 金	24,440	
そ の 他 の 資 産	1,288		資 本 剰 余 金	116,270	
貸 倒 引 当 金	△328		資 本 剰 余 金	△4,409	
固 定 資 産 合 計	87,682		株 主 資 本 合 計	172,302	
資 産 合 計	1,400,360		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,736	
			そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	753	
			為 替 換 算 調 整 累 計 額	4,049	
			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	7,539	
			新 株 予 約 権	430	
			非 支 配 株 主 持 分	12,663	
			純 資 産 合 計	192,935	
			負 債 純 資 産 合 計	1,400,360	

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産			流 動 負 債		
現金及び預金	4,920	短期借入金	12,500	社債	9,070
立替金	45	短期借入金	3,000	社債	761
短期差入保証金	790	未払法人税等	311	入金	907
短期貸付金	68,026	未払費用	227	引当金	387
前払費用	446	前受収益	3	引当金	456
未収入金	1,255	賞与引当金	74	引当金	74
未収還付法人税等	1,334	役員報酬引当金	849	引当金	99
未収収益	99	リース負債	4	引当金	△90
貸倒引当金	△90	流動負債合計	28,554	流動資産合計	77,625
デリバティブ債権	789	固定負債		有形固定資産	3,978
流動資産合計	77,625	社長退職給付引当金	13,731	建物	2,754
固 定 資 産		職給付引当金	79,200	構築物	20
有形固定資産	3,978	資産除税負債	117	工具、器具及び備品	1,202
建物	2,754	繰延税金負債	618	土地	0
構築物	20	固定負債合計	95,096	無形固定資産	304
工具、器具及び備品	1,202	負債合計	123,650	ソフトウェア	35
土地	0	(純 資 産 の 部)		その他	268
無形固定資産	304	株 主 資 本		投資その他の資産	148,930
ソフトウェア	35	資本金	36,000	投資有価証券	10,544
その他	268	資本剰余金	9,000	関係会社株式	99,543
投資その他の資産	148,930	資本剰余金合計	24,269	その他の関係会社有価証券	597
投資有価証券	10,544	利益剰余金	48,377	出資	0
関係会社株式	99,543	利益剰余金	26,789	関係会社長期貸付金	30,477
その他の関係会社有価証券	597	別途利益剰余金	21,588	従業員に対する長期貸付金	1
出資	0	繰越利益剰余金	48,377	長期差入保証金	2,113
関係会社長期貸付金	30,477	自己株主資本合計	104,238	長期前払費用	50
従業員に対する長期貸付金	1	評価・換算差額等		前払年金費用	5,369
長期差入保証金	2,113	その他有価証券評価差額	2,518	前払年金費用	5,369
長期前払費用	50	評価・換算差額等合計	2,518	その	391
前払年金費用	5,369	新株予約権	430	貸倒引当金	△157
前払年金費用	5,369	純資産合計	107,188	貸倒引当金	△157
その	391	負債純資産合計	230,838	固定資産合計	153,213
その	391			資産合計	230,838
貸倒引当金	△157				
固定資産合計	153,213				
資産合計	230,838				

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目								金 額	
営	営	業	業	業	業	業	業	業	
関	係	会	社	受	取	配	当	益	
関	係	会	社	貸	付	金	利	金	
経		営	融	指	導	導		息	
金			収		収	合		料	
営			益		合			計	
								益	13,782
営	営	業	業	業	業	業	業	業	
販	取	費	及	一	費	管	理	用	
取	人	引	び	関	般	係		費	
不	事	動	産	件	関	係		費	
事	減	価	税	務	却			費	
減	租	税	引	償	公			費	
租	賃	倒	引	当	公			課	
賃	そ			の	線			れ	
そ				の	入			他	
金				融	費			用	
営				費	用			計	
					合			益	10,125
									3,656
営	営	業	業	業	業	業	業	業	
受	資	取	業	外	配	合	用	益	
投	取	事	業	配	組	運		金	
資	産	産		組	使	用		益	
そ				の				料	
営				収				他	
				外	益	合		計	
				外				用	612
営	業	業	外	外	費	行		費	
社	債			外				他	
そ				の				計	
営				費	用	合		益	44
									4,224
経	常	資	産	利	利	却		益	
特	別	有	証	利	利	却		益	
固	資	会	株	約	式	却		益	
投	株	予	約	権	式	却		益	
関				益	戻	却		益	
新				損	戻	却		益	
特				損	戻	却		計	
				損	戻	却		失	
特				損	戻	却		損	
投				損	戻	却		損	
投				損	戻	却		損	
関				損	戻	却		損	
特				損	戻	却		計	
				損	戻	却			1,844
				損	戻	却			2,742
税	引	前	住	期	純	利		税	
法	人	住	民	及	純	業		等	
過	年	人	税	人	人	事		額	
法	人	人	税	調	事	税		計	
法	人	人	税	等	調	整			
当	期	期	純	等	利	合			631
									2,111

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 好 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月10日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 井 淳
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松 田 好 弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会は、コーポレート・ガバナンスの更なる強化の観点から、企業集団として内部統制システムの整備の充実、運用の効率化は必要であると認識しており、その状況の監視と検証を継続して行ってまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月17日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	大野哲嗣	㊞
監査等委員	井上恵介	㊞
監査等委員	山崎穰一	㊞
監査等委員	池田綾子	㊞

(注) 監査等委員井上恵介、山崎穰一及び池田綾子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

コーポレート・ガバナンス

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を、経営上の重要課題の一つとして位置づけております。そのために、迅速な意思決定と業務執行が行える体制を整えるとともに、経営の公正性と透明性を高め、あらゆるステークホルダーの皆様から信頼を獲得し、継続的に企業価値の向上を図ることを目的として、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

また、継続的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家をはじめとする、あらゆるステークホルダーの皆様との協働も必要不可欠であると考えております。

このような考えのもと、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ホームページにて公表しております。

(<https://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

1. 当社コーポレート・ガバナンスの主な特徴

(1) 機関設計

当社は、取締役会による経営に対する監督機能を強化するとともに、取締役会から業務執行取締役へ重要な業務執行の決定を委任することで迅速な意思決定を可能とし、取締役会でより戦略的で深度ある議論を行うため、会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

また、当社の取締役候補者の指名、取締役の解任及び報酬等の決定プロセスの客観性と透明性を確保するため、指名・報酬委員会を設置しております。

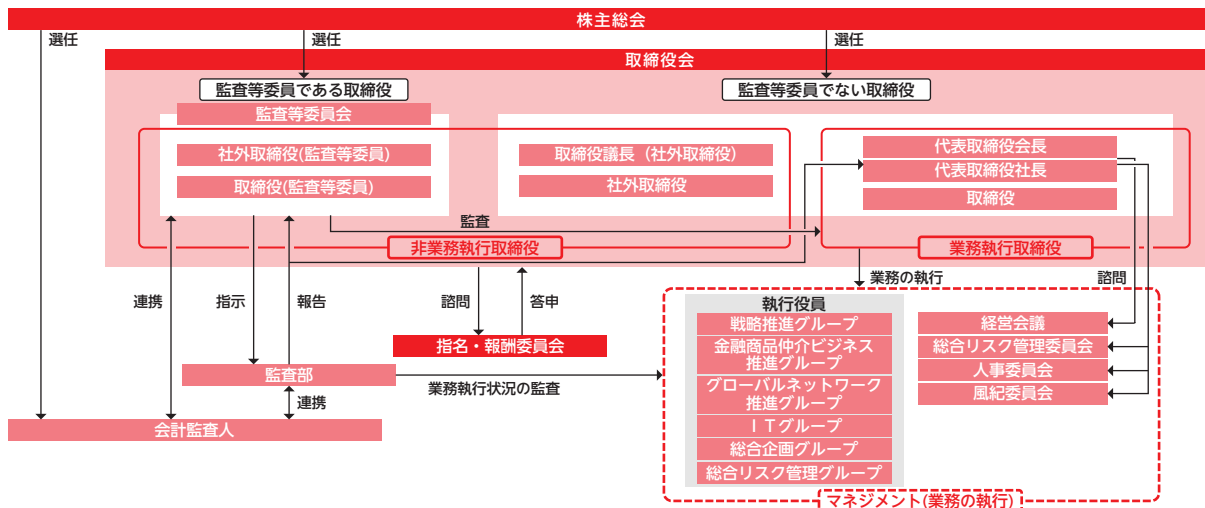
(2) 取締役会及び監査等委員会の機能の強化

当社は、取締役のうち過半数を社外取締役とすることとしており、また、取締役会の議長は、原則として社外取締役が就任することにより、審議の透明性・公平性を高め、取締役会の実効性の確保を図っております。現在は、5名の社外取締役（うち3名が監査等委員である社外取締役）を選任しており、この結果、当社の取締役会及び監査等委員会は、ともに過半数が社外取締役となり、牽制機能の強化が実現されております。

(3) 経営の「業務執行機能」と「監督機能」の明確化

当社の取締役は、主として業務執行を担う業務執行取締役と、主として業務執行の監督を担う非業務執行取締役により構成され、それぞれの役割を明確にしております。

コーポレート・ガバナンス体制図



2. 取締役会の実効性評価・分析

当社取締役会は、当社が定める「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第8条第12項に基づき、取締役会の実効性の向上を目的とした取締役会全体の分析・評価を毎年行うこととしております。

最新の取締役会実効性分析・評価の結果の概要は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。
(<https://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/governance/>)

■ 藤井聡太 竜王・名人^{※1}との広告出演契約を締結

当社グループは2023年12月に藤井聡太竜王・名人をイメージキャラクターとして迎え、広告出演契約を締結しました。「異次元の強さ」といわれながらも新たな記録に挑戦し続ける姿が、中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」のイメージと合致する事から契約の締結に至りました。

また、2024年2月より藤井聡太竜王・名人と、ヴァイオリニスト葉加瀬太郎氏を起用した新CM『挑む2人』篇の放送が開始されています。当社ホームページではCMに加え、メイキング映像も掲載されておりますので、是非ご覧ください。

※1 5月20日時点

<https://www.tokaitokyo-fh.jp/corporate/movie/>



【テレビ番組提供】(2024年5月現在)

- ・TBSテレビ「THE TIME,」(全国ネット)
- ・フジテレビ「日曜報道 THE PRIME」(全国ネット)
- ・TBSテレビ「東大王」(関東ローカル)
- ・中京テレビ「嗚呼!!みんなの動物園」

毎週月曜	5:20～ 8:00
毎週日曜	7:30～ 8:55
毎週水曜	19:00～20:00
毎週土曜	19:00～19:56



■ 株式会社ゆうちょ銀行とのスタートアップ支援の連携・協力に関する基本合意を締結

当社は株式会社ゆうちょ銀行(以下「ゆうちょ銀行」と、「地域のスタートアップ・エコシステム構築」の実現に向けて、スタートアップ支援の連携・協力における協業の実現に向けた覚書を締結し、本格的な協議を開始しました。

当社グループは、2022年4月からスタートした中期経営計画「“Beyond Our Limits”～異次元への挑戦」の中で、当社グループのマテリアリティとして「スタートアップを含むイノベーションに挑む企業への支援による社会課題解決」や「地域経済の活性化、地域創生」に関わる各種施策に取り組んでまいりました。

当社グループが有するスタートアップ支援のノウハウ・ネットワークや、ゆうちょ銀行が有する強固な全国のネットワーク等、双方の機能・ナレッジを活用しながら、地域経済の活性化と地域創生に資する諸施策を行ってまいります。

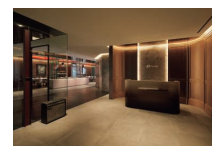
■ 東海東京証券 富裕層向けブランド「Orque d'or (オルクドール)」新サロン開設

当社の子会社である東海東京証券は、同社が展開する、富裕層向けブランド「Orque d'or (オルクドール)^{※2}」のメンバー向けサロンとして、「オルクドール・サロンAOYAMA」を2024年2月9日(金)に開設しました。

2016年に名古屋、2019年に東京日本橋の富裕層向けサロンに次ぐ3拠点目を東京都港区南青山に設置し、お客さまと専任コンサルタントのご相談の場、お客さまの社交やお寛ぎの場、ネットワークや知見の拡大の場としてご活用いただく他、“富裕層”と“スタートアップ”を結びつける新たなコンセプトのサロンを目指します。

スタートアップの企業価値向上に資する支援プログラムをはじめとした魅力ある企画の実現や、オープンイノベーションを創出するエコシステムの形成など、オルクドールメンバーの皆さま、スタートアップの皆さまに関心の高い催しを、サロン専任のコンシェルジュおよび同社のスタートアップ支援チームがコーディネートし、セレンディピティ(素敵な偶然)が生まれ未来を変えていくような経営者コミュニティの交流の場を目指します。

※2 Orque d'or (オルクドール) とは、フランス語で「鯨」を表す「Orque」と「金」を表す「d'or」を組み合わせ、「金鯨」を意味した名称です。



サステナビリティの取組み

当社グループは、サステナビリティの重要性を認識し、持続可能な社会の実現に向け、金融・資本市場の担い手として、事業活動を通じ、環境・社会課題に積極的に取り組んでいます。

マテリアリティ（優先すべき重要課題）の見直し

2022年4月より開始した中期経営計画「Beyond Our Limits ～異次元への挑戦」において、「社会的価値の追求・社会的正義の遂行なくして企業の存在価値なし」との信念に基づき“Social Value & Justice” comes firstをすべての行動の前提となる行動指針と決めました。この方針に基づき、2023年9月にサステナビリティに関するマテリアリティ（優先すべき重要課題）の見直しを行いました。

重点分野	重要課題	主な取組み事例
豊かなライフ マネジメントの実現 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計の資産形成のサポート ・感動エクスペリエンスの提供 ・金融教育の機会提供による金融リテラシーの向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナー、イベントの開催 ・オルグドール ・名古屋・東京の大学への寄附（提携）講座
イノベーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル等を活用した先進的な金融サービスによる多様化するニーズへの対応 ・スタートアップを含むイノベーションに挑む企業への支援による社会課題解決 ・サステナブルな社会の実現に寄与する商品・サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・CHEER証券、STO（セキュリティトークン・オフリング） ・スタートアップ支援 ・ESGファンドの推進
パートナーシップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関との協働拡大による地域経済の活性化、地域創生 ・金融業界を超えた幅広いパートナーシップ構築による多様な顧客ニーズへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・有力地方銀行との連携強化による地方創生 ・プレミアム付きデジタル商品券の発行
ウェルビーイング 	<ul style="list-style-type: none"> ・エンゲージメントの向上 ・健康経営 ・多様な人材が多様な環境で安心して活躍できる職場環境の整備（DE&I） ・社員の専門性向上のための教育支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジョブ型人事制度 ・CHO・健康経営推進協議会の設置、スポーツ支援 ・シニア社員および女性社員の活躍推進 ・ハラスメント防止宣言 ・MBA取得制度・階層別研修
グリーン 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融事業を通じたグリーンでサステナブルな社会の実現支援 ・自社の脱炭素化をはじめとする環境負荷削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs債の引受・販売 ・再生可能エネルギーの導入、低燃費車への入替 ・高効率照明・高効率空調への切替

金融事業を通じた取り組み

■ グリーンファイナンスサポーターズ制度の資金調達支援者として登録

東海東京証券は、環境省が実施する「グリーンファイナンスサポーターズ制度」において、資金調達支援者として登録され、グリーンボンド等を発行する企業や自治体の発行支援を行っています。グリーンボンド等の引受・販売を通じてグリーンボンド市場の拡大に貢献するとともに、事業活動を通じて環境、社会へ貢献してまいります。



■ 社会貢献型商品の取扱い

東海東京証券では、貧困や公共施設・インフラの防災対策等の課題解決に充当されるソーシャルボンド等、社会貢献型債券を幅広く取扱っています。

地域社会への貢献

■ 東海東京財団による活動

東海東京フィナンシャル・グループの誕生15周年を記念して、2016年に一般財団法人東海東京財団を設立しました。本財団は、地域の将来を担う人材やグローバルに活躍できる人材の育成、地域社会における国際経済や社会の理解を促す機会の創出、文化・芸術振興等を通じて、地域社会の将来の発展に寄与することを目的に活動を行っています。

気候変動対策

■ TCFD提言に沿った情報開示

当社グループは2021年10月に、気候変動に関する国際的な情報開示の枠組みである「TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）」提言へ賛同し、TCFDが推奨する「ガバナンス」「戦略」「リスクマネジメント」「指標と目標」の4分野に沿った取り組みを強化し、タイムリーに情報開示を行っています。



■ 温室効果ガス排出量のネットゼロ宣言

中期経営計画「“Beyond Our Limits” ～異次元への挑戦」において、当社グループの事業に伴うCO₂排出量を2030年までに実質ゼロとする目標を設定しました。「温室効果ガス排出量ネットゼロ宣言」を発表し、温室効果ガス排出量ネットゼロに向けた戦略的な取り組みとして、再生可能エネルギーへの転換を推進しています。これまでに、すべてのオルクドール・サロンを含む主要5拠点において、再生可能エネルギーを導入しました。

■ GXリーグへの参画

当社は、経済産業省が構想し、2023年から活動を開始したGXリーグに参画しています。GXリーグの趣旨である2050年カーボンニュートラル実現と持続可能な社会への変革を見据えて、当社グループとしてもGX（グリーントランスフォーメーション）への取り組みを積極的に推進しています。

外部評価

■ ESG指数への選定

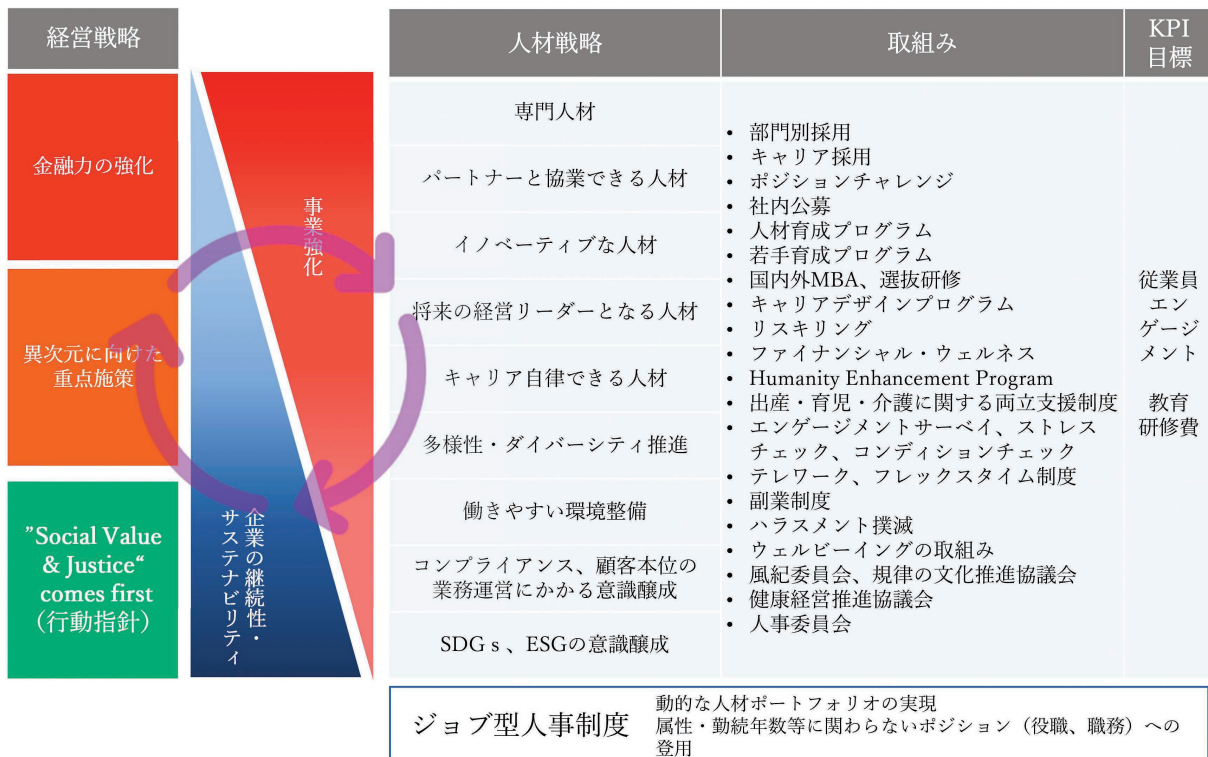
サステナビリティ経営の積極的な推進と情報開示の結果、東海東京フィナンシャル・ホールディングスは、2022年に世界最大の年金基金である「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）」が採用するESG指数「FTSE Blossom Japan Sector Relative Index」構成銘柄に選定され、さらに2023年には「FTSE Blossom Japan Index」の構成銘柄に初めて選定されました。



当社の経営戦略と人材戦略の連動に関する考え方および取り組み

当社では、2019年に全社員へ導入したジョブ型人事制度をベースに、経営戦略と連動する人材戦略を定め、取り組みを進めております。

経営戦略でキーワードとしている「金融力の強化」、「異次元に向けた重点施策」、行動指針である「“Social Value & Justice” comes first」を実現するために、“攻め”の観点としての「事業強化」と、“持続性”の観点としての「企業の継続性・サステナビリティ」の2軸で人材戦略を定めております。



株主総会会場ご案内図

日時

2024年6月26日（水曜日）午前10時

会場

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
ミッドランドスクエア オフィスタワー5階
ミッドランドホール

(昨年と会場が変更となっておりますのでご注意願います。)



最寄り駅

- (1) J R 名古屋駅桜通口から徒歩約5分
- (2) 名鉄 名鉄名古屋駅中央改札口から徒歩約3分
- (3) 近鉄 近鉄名古屋駅正面改札口から徒歩約3分
- (4) 地下鉄 名古屋駅東山線南改札口から徒歩約1分

お願い

- ・駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・株主様へお配りするお土産はをご用意しておりませんのでご了承ください。

UD
FONT

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

FSC
www.fsc.org

ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C022915